

## 第1回運転・保守分科会議事録

1. 日 時：平成13年8月23日(木) 10:00~12:00

2. 場 所：航空会館702会議室

3. 出席者：(敬称略,五十音順)

出席委員：岩見(東芝),碓井(三菱重工業),大須賀(原子力発電運転訓練センター),  
大橋(東京大学),小河(発電設備技術検査協会),勝山(関西電力),  
五明(火力原子力発電技術協会),斉藤(日立製作所),長崎(東京大学),  
中島(原子力発電技術機構),西(BWR運転訓練センタ),浜田(東京電力),  
藤原(東北電力),本田(中国電力),真鍋(四国電力),横田(電力中央研究  
所)(計16名)

代理出席委員：梶川(中部電力・大野代理),鈴木(日本原子力発電・雲井代理),  
中野(九州電力・梅口代理),福納(北陸電力・西野代理),  
村上(東京電力・五十嵐代理),吉野(北海道電力・金刺代理)(計6名)

欠席委員：杉山(北海道大学),鈴木(電事連)(計2名)

事務局：浅井・堀江・小宮・平田・福原(日本電気協会)

4. 配付資料

資料 No.1-1 原子力規格委員会の活動経緯について

資料 No.1-2 原子力規格委員会 運転保守分科会 平成13年度活動計画(案)

資料 No.1-3 J E A G 4 8 0 2 原子力発電所運転員の教育・訓練指針改定概要

資料 No.1-4 J E A G 4 8 0 2 原子力発電所運転員の教育・訓練指針 変更案

5. 議事

(1) 会議定足数の確認

事務局から,委員総数24名に対し本日の委員出席者数22名で,会議開催条件の「委員総数の2/3の出席」を満たしていることの報告があった。

(2) 原子力規格委員会の活動経緯の説明

資料 No.1-1 に基づき,事務局から,原子力規格委員会の活動経緯について,規約及び委員名簿を含め説明があった。

(3) 分科会長の選任

勝山委員から,分科会長候補者として浜田委員(東京電力)の推薦があり,他に分科会長候補者の推薦がないことを確認した後,単記無記名投票を行った結果,出席委員総

数 2 2 名に対し、浜田委員への投票数 2 2 票で浜田委員が分科会長に選任された。

( 4 ) 副分科会長及び幹事の指名

企業等の人事異動による委員変更の正式承認( 9 月 1 7 日 原子力規格委員会にて実施予定)を待って、浜田分科会長が指名することとなった。

( 5 ) 原子力規格委員会 運転保守分科会 平成 1 3 年度活動計画(案)の審議

資料 No.1-3 に基づき、浜田分科会長から、原子力規格委員会 運転保守分科会の平成 1 3 年度活動計画案について提案説明があり、挙手による決議の結果、賛成 2 2 名、反対 0 名で提案通り了承された。

( 6 ) J E A G 4 8 0 2 原子力発電所運転員の教育・訓練指針 改定案の審議

資料 No.1-3 及び No.1-4 に基づき、村上氏(東京電力・五十嵐代理)から改定案の提案説明が行われた。その結果、下記 2 点の修正を行った上で、9 月 1 7 日開催予定の第 3 回原子力規格委員会に本指針改定案を諮り、その方向性について確認いただくことで了解された。(決議結果：賛成 2 2 名、反対 0 名)

< 修正点 >

資料 No.1-3 について

本指針を改定することで、現状の訓練体系の位置付けがどのように変わるか、また各電力の現状の訓練メニューがどの程度変更されるのかについて、記載を追加する。

資料 No.1-4 について

S A T に関する記述(第 5 章)が本文と解説に分かれて読みにくいいため、本文には概要を記載し、資料中の解説部分については別紙として本文も含めて一括記載するよう再編集する。

なお、その他の委員からの意見は下記のとおり。

- ・ 本改定案の内容は、事業者が運転員教育で遵守する共通のルールであり、また運転責任者認定制度に関する記載など、指針(J E A G ; ガイド)の位置付けではなく、規程(J E A C ; 規程)として定めるべき内容であるとの意見が出されたが、本指針は技術的評価が確定されたものとは異なる性質であることから、現状どおり指針として改定することとした。
- ・ S A T (Systematic Approach To Training ; 訓練手法の概念の一種)の導入について、欧米流のシステマティックな手法を取り入れているが、改定案は詳細すぎて、運転員に必要な知識・技能についても非常に広範囲かつ高度な内容を要求しており、実際に対応可能なのかという懸念が示された。

これに対し、改定案記載の知識・技能は運転員が自分の業務に応じたレベルで理解すればよいこと、逆に改定案レベルの記載がなければ海外の指針と比較したときに見劣りがすること等の意見があった。

- ・ 指針改定案に基づき、現在電力各社および訓練機関で制定中の知識カタログは、米国の指針等には含まれていない「運転員の責任」「各設備に対する知識」「定期検査での運転員の役割」等の項目が記載されており、米国の内容を上回るものとなっているとの各委員の認識が示された。
- ・ 訓練の評価について社内評価だけでは不透明で、事業者の自己満足と受け取られかねないとの懸念が示されたが、SATで重要なのは被評価者個人の評価ではなく、訓練プログラムが適切に機能していることの評価であり、評価者の所属ではなく評価能力であること、また評価作業はシステマティックに実施することが肝要との意見が示された。

(追補)

本分科会開催後の平成13年8月30日に、原子力発電所運転責任者の指定機関に関わる経済産業省告示が公布・施行されたため、本改定案中の当該部分については再度分科会で審議することとの位置付けとし、9月17日開催予定の第3回原子力規格委員会にはその他の部分の方向性を確認いただくことで各委員の了解を得た。

以 上